

特定非営利活動法人HOMIE S こどもの居場所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人HOMIE S こどもの居場所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちを中心とした地域住民に対して、子ども食堂の運営やイベント、セミナーなどの開催を通じた、子どもの居場所づくりに関する事業を行い、子どもたちの豊かで充実した生活と安全な地域環境の実現を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の運営に関する事業
- (2) 子どもの居場所づくり事業
- (3) イベント等の企画及び開催に関する事業
- (4) 各種セミナー、講習会、イベント及びワークショップの企画及び運営に関する事業
- (5) 各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流に関する事業
- (6) 前各号に関わる団体等への協力、連携及び支援に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員を選任又は解任及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 会員の除名

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務

- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	田中 史男
副理事長	足羽 宏哉
理 事	東口 晶子
監 事	松尾 淳子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円
(2) 賛助会員	個人	団体
① 入会	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人HOMIESこどもの居場所

役名	氏名 <small>なりがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たなか ふみお	[Redacted]	無
	田中 史男		無
副理事長	あしば ひろや		無
	足羽 宏哉		無
理事	ひがしぐち あきこ		無
	東口 晶子		無
監事	まつお じゅんこ		無
	松尾 淳子		無

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会において、子供たちの孤立は深刻な問題となっています。スマートフォンやタブレット端末の普及は、子供たちのコミュニケーションをオンライン中心へと移行させ、直接的な人間関係を希薄にしました。また、共働き家庭の増加といった家庭環境の変化や、新型コロナウイルス禍における交流の制限も、子供たちの社会性を育む機会を奪い、孤立に拍車をかけています。

孤立した子供たちは、精神的な不安を抱えやすく、学業への意欲低下や、他者との関係構築に必要な社会性の発達に遅れを取る可能性があります。

このような状況の中、子供たちが安心して過ごせる「こどもの居場所」として、こども食堂の役割はますます重要になっています。こども食堂は、温かい食事を提供するだけでなく、子供たちが他者と交流し、孤独感を和らげる大切な機会を創出します。

しかし、多くのこども食堂は、寄付や個人の善意に頼った運営を行っており、常に財政的な不安定さやボランティア不足といった課題に直面しています。また、活動内容が十分に知られていないために、本当に支援を必要としている家庭に情報が届かず、利用に心理的な抵抗を感じる方がいるなど、参加者が固定化しやすいという問題も抱えています。

私たちは、これらの課題を解決し、すべての子供たちが健やかに成長できる社会を実現するため、本法人を設立することを決意いたしました。

2 これまでの活動と今後の活動方針

私たちはこれまで、子供たちのための居場所づくりに努めてまいりました。

2016年8月に、子供たちの憩いの場として駄菓子屋「Piggy's Parlor」を開業し、地域の子供たちとの交流を深めてまいりました。さらに、2025年2月からは、同店舗内で朝食を提供する子ども食堂「Kids Parlor」を開始し、毎週20名から30名の子供たちに利用されています。

これらの活動を通して、こども食堂が持つ可能性と同時に、運営の難しさや周知活動の重要性を痛感いたしました。そこで、こども食堂の存在をより多くの人々に知ってもらい、利用のハードルを下げることを目的として、大規模交流イベント「子どもの居場所フェス」を企画しました。

本イベントでは、食事の提供はもちろん、プロレス体験、音楽ライブ、ファッションショーなど、子供たちの「やってみたい」という好奇心を刺激する多様なコンテンツを提供します。これにより、子供たちが「楽しそうだから行ってみよう」と感じられるきっかけを作り、こども食堂への参加を促します。

3. NPO 法人設立の必要性

これまでの活動は、株式会社の一部門として、あるいは任意団体として行ってまいりました。しかし、活動を安定的・継続的に発展させていくためには、多くの課題があります。

こども食堂が抱える財政や人手の問題を解決し、活動を広げていくためには、社会的な信用が不可欠です。NPO 法人格を取得することにより、行政や企業、そして地域住民の皆様からの信頼を得やすくなり、助成金の申請や寄付金の募集、協力団体の確保が円滑になります。これにより、安定した財政基盤と運営体制を確立することができます。

また、神戸社会福祉協議会や神戸市中央区役所からの後援を得てイベントを企画していることからわかるように、私たちの活動は公共性の高いものです。NPO 法人として公的な組織となることで、これらの機関や他の子ども食堂運営者との連携をより強固なものとし、地域全体で子供たちを支えるネットワークの中核を担うことが可能となります。

4. NPO 法人として目指す社会貢献活動

第一に、現在運営している子ども食堂「Kids Parlor」、駄菓子屋「Piggy's Parlor」の活動を継続・拡充し、子供たちに安定的で温かい居場所を提供し続けます。

第二に、「子どもの居場所フェス」のような、子供たちが主役となって楽しめる大規模な啓発イベントを定期的で開催します。これにより、こども食堂の認知度を高め、これまで縁のなかった子供や保護者、支援希望者が参加するきっかけを創出します。

そして将来的には、私たちの活動で得た経験やノウハウを、他のこども食堂運営団体とも共有し、「こどもの居場所づくり」「食育」「就業意識の向上」を通じて、地域社会に広く貢献してまいります。

5. 申請に至るまでの経過

2016年8月	駄菓子屋「Piggy's Parlor」を開業
2025年2月	同店舗内に子ども食堂「Kids Parlor」を開業
2025年5月	会員間で法人化の意思確認
2025年7月6日	設立総会開催

令和 7年 7月 6日

特定非営利活動法人HOMIE S こどもの居場所

設立代表者 氏名 田中 史男

令和7年度事業計画書
(成立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人HOME I S子どもの居場所

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた子どもの居場所づくりにつながる子ども食堂事業、駄菓子屋の運営等の規模を少しずつでも広げていきたいと考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)子ども食堂の運営に関する事業	子ども食堂の開催	毎週2回	主たる事務所	地域の子 ども達及 び保護者	75,600 円
(2)子どもの居場所づくり事業	駄菓子屋 Piggy's Parlor	月～金 15～19時	主たる事務所	地域の子 ども達及 び保護者	600,000 円
(3)イベント等の企画及び開催に関する事業	実績計画なし				
(4)各種セミナー、講習会、イベント及びワークショップの企画及び運営に関する事業	実施計画なし				
(5)各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流に関する事業	実施計画なし				
(6)前各号に関わる団体等への協力、連携及び支援に関する事業	実施計画なし				
(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	実施計画なし				

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人HOME I S子どもの居場所

1. 基本方針

令和8年度は、他団体との協働を積極的に行い、新しいコミュニティの形成に努め、幅広い活動を展開することで、前年度よりも多くの居場所を子どもたちに提供する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)子ども食堂の運営に関する事業	子ども食堂の開催	毎週1回	主たる事務所	地域の子 ども達及 び保護者	151,200 円
(2)子どもの居場所づくり事業	駄菓子屋 Piggy's Parlor	毎週月～金 15～19時	主たる事務所	地域の子 ども達及 び保護者	1,800,000 円
(3)イベント等の企画及び開催に関する事業	交流イベント「子どもの居場所フェス」の開催	年1回	KIITO ホール	小中学生 及び保護 者・支援 者	2,500,000 円
(4)各種セミナー、講習会、イベント及びワークショップの企画及び運営に関する事業	子供向けワークショップや保護者講習会用に駄菓子屋スペースのレンタル	毎月	主たる事務所	開催希望 者	120,000 円
(5)各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流に関する事業	上記(3)にて同時開催	同(3)	同(3)	同(3)	60,000 円
(6)前各号に関わる団体等への協力、連携及び支援に関する事業	他団体主催イベントへの駄菓子屋出店	月1回程 度	不定	各イベ ント参加者	120,000 円
(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	啓発ステッカー及びポスター等の販売	適時	主たる事務所 出店場所	賛同者	100,000 円

令和7年度活動予算書
 成立の日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	30,000	190,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	800,000	800,000	
3. 事業収益			
子ども食堂の運営に関する事業	75,600		
子どもの居場所づくり事業	600,000		
イベント等の企画及び開催に関する事業	0		
各種セミナー、講習会、イベント及びワークショップの企画及び運営に関する事業	0		
各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流に関する事業	0		
前各号にかかわる団体への協力、連携及び支援に関する事業	0		
その他法人の目的を達成するために必要な事業	0	675,600	
経常収益計			1,665,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	151,200		
法定福利費	454		
人件費計	151,654		
(2) その他経費			
駄菓子屋仕入	460,000		
駄菓子屋:子ども食堂設備費	100,000		
食材費	120,000		
調理器具・食器費	30,000		
光熱水費	120,000		
消耗品費	60,000		
印刷費	30,000		
保険料	75,600		
会議費	18,000		
支払家賃	180,000		
その他経費計	1,193,600		
事業費計		1,345,254	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	100,000		
法定福利費	300		
人件費計	100,300		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
印刷費	20,000		
通信費	42,000		
旅費交通費	30,000		
会議費	15,000		
支払顧問料	416,000		
租税公課	7,500		
その他経費計	560,500		
管理費計		660,800	
経常費用計			2,006,054
当期正味財産増減額			△ 340,454
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 340,454

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	60,000	180,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	800,000	800,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	1,500,000	1,500,000	
4. 事業収益			
子ども食堂の運営に関する事業	151,200		
子どもの居場所づくり事業	1,800,000		
イベント等の企画及び開催に関する事業	2,500,000		
各種セミナー、講習会、イベント及びワークショップの企画及び運営に関する事業	120,000		
各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交歓に関する事業	60,000		
前各号にかかわる団体への協力、連携及び支援に関する事業	120,000		
その他法人の目的を達成するために必要な事業	100,000		
		4,851,200	
経常収益計			7,331,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	630,000		
法定福利費	1,890		
人件費計	631,890		
(2) その他経費			
駄菓子屋仕入	720,000		
子ども食堂食材費	240,000		
調理器具・食器費	50,000		
光熱水費	240,000		
消耗品費	120,000		
印刷費	60,000		
広告宣伝費	260,000		
保険料	151,200		
会議費	180,000		
イベント実施費	1,580,000		
ワークショップ・セミナー講師費	180,000		
支払家賃	360,000		
その他経費計	4,141,200		
事業費計		4,773,090	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
法定福利費	3,600		
人件費計	1,203,600		
(2) その他経費			
消耗品費	60,000		
印刷費	40,000		
通信費	84,000		
旅費交通費	60,000		
会議費	30,000		
支払顧問料	312,000		
租税公課	15,000		
その他経費計	601,000		
管理費計		1,804,600	
経常費用計			6,577,690
当期正味財産増減額			753,510
前期繰越正味財産額			△ 340,454
次期繰越正味財産額			413,056